



(注) M.G. ベース（住宅の敷地面積に細街路、小公園等を加えてカウントした面積）のデータである。四捨五入を行っているため、合計値が一致しない場合がある。

表 宅地供給量の推移

(単位:M.G.ha)

年度	全国			三大都市圏(内数)		
	民間供給	公的供給	総計	民間供給	公的供給	総計
昭和41年度	8,600	3,700	12,300	—	—	—
昭和42年度	10,700	4,000	14,700	—	—	—
昭和43年度	11,400	4,600	16,000	—	—	—
昭和44年度	14,100	5,000	19,100	—	—	—
昭和45年度	15,600	5,700	21,300	—	—	—
昭和46年度	17,100	5,700	22,800	—	—	—
昭和47年度	17,900	5,500	23,400	—	—	—
昭和48年度	18,300	4,500	22,800	—	—	—
昭和49年度	14,900	4,800	19,700	—	—	—
昭和50年度	11,700	4,600	16,300	—	—	—
昭和51年度	11,000	4,000	15,000	—	—	—
昭和52年度	9,800	3,700	13,500	—	—	—
昭和53年度	10,000	3,500	13,500	—	—	—
昭和54年度	9,700	3,700	13,400	—	—	—
昭和55年度	9,000	3,400	12,400	—	—	—
昭和56年度	8,400	3,400	11,800	—	—	—
昭和57年度	8,100	3,300	11,400	3,900	1,600	5,400
昭和58年度	8,100	3,100	11,200	3,900	1,500	5,300
昭和59年度	7,900	2,900	10,800	3,700	1,300	5,100
昭和60年度	7,500	2,700	10,200	3,600	1,200	4,800
昭和61年度	7,400	3,000	10,400	3,600	1,500	5,100
昭和62年度	7,300	3,000	10,300	3,700	1,400	5,100
昭和63年度	7,700	3,000	10,700	3,600	1,500	5,100
平成元年度	7,300	3,000	10,300	3,600	1,400	5,000
平成2年度	8,000	2,800	10,800	3,800	1,300	5,100
平成3年度	8,500	2,700	11,200	4,200	1,300	5,500
平成4年度	8,500	2,500	11,000	4,100	1,200	5,200
平成5年度	8,100	2,300	10,400	4,200	1,000	5,200
平成6年度	8,600	2,200	10,800	4,700	1,000	5,700
平成7年度	8,400	2,200	10,600	4,800	1,100	5,900
平成8年度	8,100	2,000	10,100	4,700	1,100	5,800
平成9年度	7,500	1,900	9,400	4,100	900	5,000
平成10年度	7,100	1,700	8,800	3,700	800	4,500
平成11年度	6,500	1,900	8,400	3,500	1,000	4,500
平成12年度	6,800	1,800	8,600	3,700	1,000	4,700
平成13年度	5,300	1,600	6,900	2,800	900	3,700
平成14年度	5,200	1,500	6,700	2,800	800	3,600
平成15年度	5,200	1,400	6,600	3,000	700	3,700
平成16年度	4,800	1,400	6,200	2,800	700	3,500

(注) M.G. ベース (住宅の敷地面積に細街路、小公園等を加えてカウントした面積) のデータである。四捨五入を行っているため、合計値が一致しない場合がある。

[参 考]

1 推計手法

国土交通省が本推計を行うにあたって宅地供給量の把握に努めた宅地供給事業者は、都道府県、市町村、公団、地方住宅供給公社、土地開発公社、民間の宅地開発事業者、区画整理組合等である。

これを公的供給と民間供給とに分け、

①今まで住宅の敷地となったことがなかった宅地で、当年度に新規にその上で住宅が着工されたもの

②当年度に住宅用地として造成が終わり、いつでも使用が可能な状態となった宅地の量について当年度の資料に基づき推計を行い、それを合計した。

(1) 公的供給：地方公共団体、地方住宅供給公社、公団（都市基盤整備公団・地域振興整備公団※平成16年7月1日より独立行政法人都市再生機構）等の事業によるもの。

資 料：「公的宅地開発事業実態調査」（国土交通省土地・水資源局土地市場企画室）、「公営住宅の整備」（国土交通省住宅局住宅総合整備課）、「建築統計年報」（国土交通省総合政策局建設調査統計課）等。

(2) 民間供給：民間の宅地開発事業者の行う開発許可、個人・組合等の土地区画整理事業等によるもの。（宅地造成工事を伴わずに住宅地以外の工場、倉庫、田畑等を転用して住宅を建築した場合を含む。）

資 料：「住宅用地完成面積調査」（国土交通省総合政策局建設調査統計課）等。

2 用語の定義

(1) 三大都市圏 区域は以下のとおり。

首都圏：茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の区域

中部圏：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の区域

近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域

(2) M. G.（ミディアムグロス）

住宅の敷地面積に細街路、小公園等を加えてカウントすることをM. G.（ミディアムグロス）方式といい、宅地需給量把握の際に通常用いられる。

これは、ある宅地開発事業の全体の施行地区面積から、街路、公園等の根幹的な公共施設分の面積を引いたものに相当し、住宅の純然たる敷地面積の合計の1.2～1.3倍に当たる。